

日本歯科医師会における 医療安全への取り組みについて

医療安全全国フォーラム
平成26年11月23日(日)

公益社団法人 日本歯科医師会
常務理事 瀬古口 精良

よ坊さん



日本歯科医師会における医療安全の取組み

1. 歯科医療安全対策委員会及び
歯科医療安全対策委員会ワーキンググループ
2. 医療安全対策
3. 院内感染対策
4. 平成26年度歯科医療関係者感染症予防講習会
5. 医療安全研修会
6. 医療関係団体との連携
7. 医療事故調査制度の施行に係る検討会
8. エボラ出血熱対策

1. 歯科医療安全対策委員会及び 歯科医療安全対策委員会ワーキンググループ

○歯科医療安全対策委員会

本会では現在、常任委員会として歯科医療安全対策委員会を設置している。

医療法等の一部改正や、その他可及的速やかに対応すべき事例が生じた際に、▽歯科医療安全、▽院内感染対策等について審議を行うこととしている。

○歯科医療安全対策委員会ワーキンググループ

医療安全全国共同行動の診療所部会を支援するため、歯科診療所をサポートしていくために設置している。

歯科診療所における 医療安全を確保するために

— 医療法改正によって義務付けられた指針・手順書・計画の編集例について —

平成19年6月

社団法人 日本歯科医師会

【収載項目】

- 歯科診療所(無床診療所)における医療安全対策早見表
- 歯科診療所 医療安全管理・院内感染対策指針(モデル)
- 歯科医院 医療安全管理指針(編集例)
- 歯科医院 院内感染対策指針(編集例)
- 歯科医院 医薬品業務手順書(編集例)
- 医療機器の保守点検計画(編集例)

歯科診療所（無床診療所）における医療安全対策早見表

区 分	指針等の整備	委員会の開催	責任者の設置	従業者に対する研修の実施	改善のための措置など
安全管理のための体制の確保	医療安全管理指針	※1	医療安全管理者 ※2	年2回程度 ※3※4	事故報告等の改善のための方策 ・医療事故防止マニュアル ・緊急時対応マニュアル
院内感染対策のための体制の確保に係る措置	院内感染対策指針	※1	—	年2回程度 ※3※4	感染症発生状況など改善のための方策 ・院内感染防止マニュアル
医薬品に係る安全確保のための体制の確保に係る措置	医薬品業務手順書	—	医薬品安全管理責任者 ※2	必要に応じて ※4	手順書に基づく業務の実施 情報収集及び改善のための方策 ・医薬品管理簿
医療機器に係る安全確保のための体制の確保に係る措置	医療機器 保守・点検計画 ※5	—	医療機器安全管理責任者 ※2	新しい医療機器導入時	医療機器の適正使用・保守点検・情報管理等の包括的管理

※1：無床診療所は委員会を設けず職員ミーティングで可

※2：厚生労働省医政局長通知（平成19年3月30日付・医政発第0330012号）で定める常勤の医療従事者（院長の兼任可）

※3：診療所外での研修可

※4：他の研修と併せて実施可

※5：保守点検計画・記録作成が必要な医療機器とは、生命維持装置等（人工心肺装置等）の医療機器7種。他の医療機器に関しては、必要に応じて適宜保守点検及び計画の作成を行う。

3. 院内感染対策

平成 22 年 8 月

一般歯科診療

ガイドラインによる 院内感染対策 Q&A

Q1 歯科診療における院内感

A1 「院内感染」とは、入院患者を
行為の結果として、診療室内
の対策ばかりでなく、医療担
である。

Q2 歯科診療室へB型肝炎、 した時にどのように院内

A2 1980 年代の米国・欧州で提唱
策を考えた防御はユニバーサル
ンダードプレコーション（標準
すべての患者の体液（口腔で
が感染の可能性のあるものと
ての患者を感染の可能性があ

Q3 唾液や血液内の感染源と

A3 どのような微生物も条件によ
含まれる可能性のあるものと
ヒト免疫不全ウイルス（HIV）
ス（VZV）、麻疹ウイルス（M
コアグラウゼ陰性ブドウ球菌
ボネーマ（*Treponema pallidum*

Q8

歯科治療用器具・器材の消毒・滅菌はどうすればよいか？

1) ユニットから着脱可能な器具・器材

A8

ユニットから着脱できる器具・器材類は一患者ごとにすべて交換する。

〈主な対象器具・器材〉

電気エンジンハンドピース、エアータービンハンドピース、パキュームホルダー、
超音波スケーラーホルダー、排唾管など

口腔内の唾液などがハンドピース内に逆流することがあるため、滅菌しないで別な患
者にそのまま使用すると、口腔内へ汚染物が噴射される恐れがある。また、加熱滅菌前
に器具の劣化防止のために洗浄と注油も必要である。

Q9

歯科治療用器具・器材の消毒・滅菌はどうすればよいか？

2) 患者の口腔内に挿入した器具・器材

A9

患者の口腔内に挿入後、再使用するもののうち、耐熱性のものは、使用ごとにオートクレー
プの適用を原則とする。この際には、すべての微生物を殺滅する条件を満たさなければ
ならない。

条件は、121℃で 20 ～ 30 分（103kPa）か、134℃で 3 ～ 10 分（206kPa）



日本歯科医学会認定 歯科診療ガイドライン 1

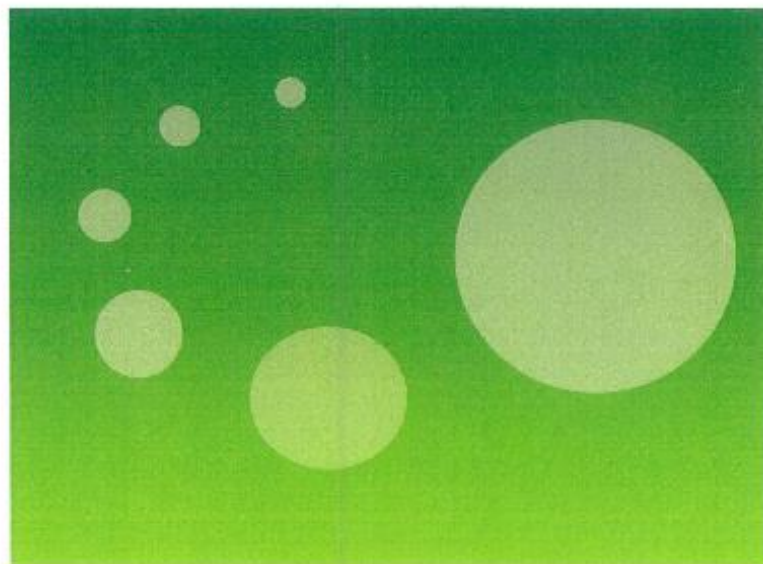
解説書

エビデンスに基づく一般歯科診療における

院内感染対策

実践マニュアル

監修：日本歯科医学会



4. 平成26年度歯科医療関係者感染症予防講習会

開催日・会場	開催地	
10月26日(日)	岩手県	岩手県歯科医師会館
10月5日(日)	山梨県	山梨県地場産業センター「かいてらす」
10月19日(日)	岐阜県	岐阜県歯科医師会館
10月5日(日)	和歌山県	和歌山県歯科医師会館
9月7日(日)	鳥取県	鳥取県歯科医師会館
9月20日(土)	佐賀県	アバンセ

日本歯科衛生士会との共催で実施している感染症予防歯科衛生士講習会

開催地	日 時	会 場
広島県	平成26年8月24日(日)	エソール広島
長野県	平成26年11月16日(日)	松本歯科大学

日本歯科技工士会との共催で実施している感染症予防歯科技工士講習会

開催地	日 時	会 場
和歌山県	平成26年8月3日(日)	和歌山ビック愛
福井県	平成26年10月5日(日)	福井県中小企業産業大学校
新潟県	平成26年10月25日(土)	新潟県歯科医師会館
宮城県	平成26年11月9日(日)	仙台市戦災復興記念館
香川県	平成26年11月16日(日)	高松テルサ

5. 医療安全研修会

現在、都道府県歯科医師会で行っている
歯科相談において、各地域の現状や課題に
ついての情報を共有し、今後の医療安全対
策に取り組むための一助として、平成25年
4月に開催。

今後は、隔年毎に開催する予定。

6. 医療関係団体との連携

1) 日本医療安全調査機構

診療行為に関連した死亡について原因を究明し、適切な対応策を立て、医療関係者に周知することで医療の質と安全性を高め、調査結果をご遺族及び医療機関に提供することにより、医療の透明性の確保を図ることを目的としている。

2) 日本医療機能評価機構

国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とし、中立的・科学的な第三者機関として医療の質の向上と信頼できる医療の確保に関する事業を行っている。

3) 医療安全全国共同行動

医療の質・安全学会や日本病院団体協議会、日本医師会、本会等が呼びかけ団体となり、職種や立場を超えて医療安全対策の実施と普及に取り組む事業を行っている。病院、診療所にも参加を呼びかけている。

7. 医療事故調査制度の施行に係る検討会

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により医療法が改正され、新たな医療事故調査制度が平成27年10月1日より施行される。

厚生労働省は、制度の施行に向けて、厚生労働省令、厚生労働大臣告示、通知などを策定することとしており、これらの検討に当たって関係者の意見を聴取し反映させることを目的に、医政局長の私的諮問機関として本検討会を開催するとしている。

本会も検討会に参画し、施行に向けて対応していく。

8. エボラ出血熱対策

○都道府県歯科医師会に、今後国内で発生した際の対応について周知を行っている。

○対策本部を設置し、今後国内で発生した場合に備えている。

○厚生労働省、医療関係団体と緊密な連携を図っていく。